

関市農業委員会総会議事録

場所：関市総合福祉会館 3-1～3-3 会議室

○議事日程

平成30年4月6日（金曜日）午後2時30分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（18名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 井戸 恒男 君	4 番 佐藤 平和 君
5 番 遠藤 昭治 君	6 番 野田 卓志 君	7 番 片岡 篤夫 君
8 番 森 邦彦 君	9 番 八木 豊明 君	10 番 杉山 徳成 君
11 番 中村 雅博 君	12 番 後藤 三郎 君	13 番 安田 孝義 君
14 番 増井 賢一 君	15 番 土屋 尊史 君	16 番 野村 茂 君
17 番 日置 香 君	18 番 永井 博光 君	19 番 岩田 幸子 君

○欠席委員（1名）

3 番 川村 信子 君

○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君
農業委員会事務局主任主査	山下 清司 君	農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君
洞戸事務所主事	長屋 一也 君	板取事務所主任主査	河村 茂 君
武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君	上之保事務所主事	福田 明宏 君

午後2時30分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

総会に入る前に課長の西部ですが、体調不良により総会、合同会議を欠席させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）4月は年度初めという事、人事異動もありまして永田部長さんが退職され、新しく横山部長さんをお迎えすることになりました。そしてまた、加藤さんが福祉政策課へ異動となられ、その後に市長公室長さんであった山下さんが退職され再任用で事務局の方へおいでいただきました。洞戸事務所には長屋さん、上之保事務所では福田さんにお世話になります。そういった事で、新たに皆様方にお世話になって30年度の農業委員会活動に取り組んでいこうと思ひますので、よろしくお願ひいたします。そして総会後には、推進委員さんとの合同会議がございます。非常に長時間となりますが、よろしくお願ひいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君）横山と申します。下有知に住んでおります。私も、家に田畑を持っておらず、農業については初心者でございます。これから皆様いろいろとお力添えやご指導を賜りながら一生懸命勉強していきたいと思ひます。ただ、会長のお話にもありましたように、昨年度まで市長公室長でありました山下が再任用で農業委員会事務局をやってもらうことになりました。私と違い農業についてはオーソリティですので、私もとても心強く感じております。一生懸命頑張っただけでございますのでよろしくお願ひいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、4月1日付の人事異動による職員を、会長さん、部長の方からお話がありましたが、改めてご紹介させていただきます。3月31日付けで前経済部長の永田千春様のご退職。洞戸地域事務所の担当の山田喜一、上之保事務所の担当の大野千春につきましては再任用が終了。事務局の加藤京子は、福祉政策課へ異動となりました。続きまして、転入ですが、観光交流課長から新たに産業経済部長となった横山伸治でございます。市長公室長で退職後、再任用で事務局に来ました山下清司でございます。事務所の担当では、板取事務所を退職後に再任用で洞戸事務所の担当となりました長屋一也。下水道課兼浄化センター所長を退職後再任用で上之保事務所の担当になりました福田明宏でございます。

これから皆様と一緒にやっていきたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。

本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。3番川村委員が欠席でございます。それと、18番の永井委員につきましては、少し遅れてみえるとの事です。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。1番安田委員、2番井戸委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南南東160mほどに位置する農振農用地である田2筆、3、425㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、農地の管理ができないため、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、下有知地内、下有知中学校の北西500

mほどに位置する農振農用地区域外である田14㎡、畑457㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人らは、急にお金が必要となったため、申請地を売却し、農業経営を縮小するというもの。譲受人らは、申請地は自宅の隣地であり、譲渡人より買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、下有知地内、下有知中学校の北西420mほどに位置する農振農用地区域外である登記地目田、現況地目畑132㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人らは、居住地が遠方であること、また農地の管理が困難なため、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、板取地内、白谷集会所の南南西500mほどに位置する農振農用地である田、1,183㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、高齢による労力不足により、農業経営を縮小するため、譲受人に無償で譲り渡すというもの。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るというもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、3月19日に現地確認したところ、農地性ありと確認しています。また、許可要件を満たしていると判断します。

以上、所有権の移転に関するもの4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無）

ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり、許可することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の4件を原案のとおり、許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、上白金地内、西部支所の西350mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部雑種地232㎡。農地の区分は、水道、下水道管が整備された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請人の長男家族は、現在アパート住まいをしているが、家賃も高いので、帰ってくることとなり、申請人が現在居住している住居を息子に譲り、申請地に申請人夫婦の住居を建設するというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性あるが、一部雑種地となっていたため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、山田地内、山田公民センターの南南東120mほどに位置する畑2筆321㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、集合住宅です。申請人は、申請地は集合住宅を建てるのに適しているため、隣地宅地の一部と一体利用で、集合住宅を建築したいというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、富之保地内、武儀生涯学習センターの南南東500mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆1,275㎡。登記地目畑、現況地目雑種地2筆332㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、貸資材置き場です。申請人は、土建業、(株)長尾工務店を営んでいるが、

資材置き場が手狭なため、自己所有地である申請地を貸資材置き場として、会社へ貸し付けるというものである。

3月19日に現地確認をしたところ、申請地は、昭和54年ごろから資材置き場として使用されていたため、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、上之保地内、中濃森林組合上之保支所の南南西120mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地2筆423㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅車庫、庭です。申請人は、申請地に庭及び車庫を建築したいというもの。3月19日に現地確認をしたところ、昭和20年代以降に建築された物置、工場が建っていたが、本年になり取り壊して現況が宅地となっていたため、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無）

発言がないようですのでこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の4件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、平賀町2丁目地内平賀公民センターの北西100mほどに位置する畑、現況一部雑種地407㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに居住しているが、子ども大きくなり手狭になったため、申請地を使用貸借により借り受けて、父所有の宅地の一部と一体利用により、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人である長男の申し出に応じ、貸し付けるというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、一部雑種地となっていたため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、平賀町4丁目地内平賀公民センターの東南東240mほどに位置する田492㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、住宅分譲地として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農業を行うことが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

3月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、肥田瀬地内富岡公民センターの東南東320mほどに位置する田2筆3,988㎡。農地の区分は、農振農用地です。転用目的は、砂

利採取（一時転用）です。借受人は、砂利採取業を行っている会社で、申請地を賃貸借により借り受けて、砂利採取を行うというもの。貸付人らは、借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。砂利採取の期間は、許可日より18ヶ月となっております。隣地農地所有者の承諾を得ています。

3月19日に現地確認をした結果、田で農地性ありと確認しております。申請地は、農振農用地であるが、一時的な利用であり、農地への復元が誓約されているため、転用はやむを得ないものと判断します。なお砂利採取法第16条に基づく許可が必要であります。

4番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、肥田瀬地内富岡公民センターの南東220mほどに位置する田1、530㎡。農地の区分は、農振農用地です。転用目的は、砂利採取（一時転用）です。借受人は、砂利採取業を行っている会社で、申請地を賃貸借により借り受けて、砂利採取を行うというもの。貸付人は、借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。砂利採取の期間は、許可日より18ヶ月となっております。隣地農地所有者の承諾を得ています。

3月19日に現地確認をした結果、田で農地性ありと確認しております。申請地は、農振農用地であるが、一時的な利用であり、農地への復元が誓約されているため、転用はやむを得ないものと判断します。砂利採取法第16条に基づく許可が必要であります。

5番の迫間の案件につきましては、書類が整っていないということで、今回の審議は行いません。次回以降になろうかと思えます。

6番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、段下地内倉知小学校の西400mほどに位置する田3筆、703㎡。畑247㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、建設業資材置き場です。譲受人は、郡上市で建設業を行っている会社で、関市方面で受注するソーラーパネル設置工事の資材置場として、申請地を買い受けて、資材置き場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、田・畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、西貸上地内市役所の西南西670mほどに位置する登記地目田、現況地目畑2筆134㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅の庭です。譲受人は、現在、愛知県扶桑町に居住しているが、申請地の隣接地に自宅を建設する予定であり、申請地を買い受けて、庭として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、倉知地内、東海北陸自動車道関ICの南東350mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地446㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、金属加工業スクラップ置き場です。譲受人は、各務原市で金属加工の工場を営んでいるが、作業の工程で出る金属片やスクラップを工場敷地内で保管することが困難となり、土地を探したが、各務原市内では土地の単価が高く、資金的に厳しいので、市外で安い土地を探していたところ、条件に合う土地が見つかったため、申請地を買い受けて、スクラップ置き場として利用したいというもの。譲渡人は、申請地は水の確保ができないため、以前から耕作していない状況であったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、下有知地内下有知中学校の北西900mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地10㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、太陽光発電システムの機器の販売、設置、施工を行っている会社で、申請地を買い受けて、太陽光発電施

設として利用したいというものであるが、平成27年7月29日に5条転用許可を受け、申請地東側隣接地において、太陽光発電施設の設置を完了しているが、平成27年当時、申請地については、分筆登記し、譲渡人の所有地として残す予定であったが、現地調査の結果、工事の手違いにより施設の一部として使用していたことが確認されたため、今回の申請に至ったというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、小瀬地内小瀬星ヶ丘公民センターの南東350mほどに位置する田804㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農業を行うことが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの6件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権設定に関するもの1件、計9件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。事務局の説明の中で5番の案件につきましては、審議の対象外となりましたので9件についてご審議をしていただきたいと思いますので、よろしくお祈りします。補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○1番（安田美雄君）事務局に確認があります。案件の中の関連します砂利採取ですが、3番と4番の間にもう1件有ったような気がします。今回上がっていないという事は、我々として不備があったとかそういう理解で総会に臨めばいいんでしょうか。せっかく行政書士が書類を持ってきて一般的な判断基準で捺印を押しているんですけど、今回こうして漏れていますと、私もその時思いました。土地所有関係がちょっと不明だなと思いましたが、それは行政書士に言いましたが今回上がっておりませんので、ちょっとせっかく押したものが上がっておらず空しさを感じておりますので。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）申請書類は、皆様方に確認して頂き、こちらに提出される訳ですが、事務局の方でも、内容、添付書類等全部チェックをさせていただき、不足のあるものにつきましては、最低限総会までに書類が整えば審議の対象としてあげさせていただきます。総会の時に資料が揃っていないものにつきましては、総会后すぐに県に進達する訳ですので、書類不足という事で申請者、書士に話をしてご承知をいただき次回送りという事で議案の方から外れているものがあります。今回も3件から4件議案から外していますのでよろしくお願い致します。

○議長（野村茂君）他に質疑のある方はございませんか。

（発言無）

補足説明もないようですのでこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の9件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号農用地利用集積計画の承認についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、9ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて、新規が1件1筆、1,205㎡。更新が、16件35筆、53,690㎡。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が1件1筆、2,719㎡。更新が、8件8筆12,376㎡。地目は、すべて田です。地区は、市平賀、下有知、小屋名、上白金、黒屋、肥田瀬、武芸川町跡部の7地区でございます。権利の設定を受ける者は、酒向拓弥外5名でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することといたします。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）今後の日程ですが、4月13日に5月分の締切日、事務局の現地確認を4月16日17日に予定しております。今回お諮りした案件の答申日は4月27日となっております。この後は合同会議となっておりますので、よろしく申し上げます。

午後3時35分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市洞戸市場551番地

⑩

1番 関市肥田瀬1090番地

⑩

2番 関市大杉756番地2

⑩
